

令和5年度宮古市防災士養成研修講座事業実施要綱

1 目的

災害が発生した際の活動は、「自助」「共助」「公助」の3種類があります。このうち公助活動の実際は、自治体職員によって行われるほか、高度の専門的活動については、専門の資格保有者やそれらを擁する学協会・業界団体・専門会社が、国や自治体からの要請を受けて活動が行われます。

一方、災害の発生直後から初期段階における活動（公助の動き出す前の活動）については、自らの力と近隣住民同士の協働で切り開いていかなければなりません。この自助・共助の活動を災害発生時に実践する地域防災のリーダーとなる人材の育成、防災教育の推進により地域全体の防災力の強化を図る必要があります。

特定非営利活動法人日本防災士機構が普及を進めている「防災士」は、十分な意識・知識・技能を有するものとして同機構が認定する資格であり、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待されています。

近年では「新しい公共」の担い手として国の防災白書にも紹介されるなど、市の地域防災力向上のための必要な人材育成に合致します。

よって、宮古市では、“一町内会、一防災士”を目標に「防災士」の養成を図ります。

2 受講対象者

次のいずれかの要件を満たす者とします。

| 受 講 要 件 | 備 考 |
|-------------------------------------|---------------------------|
| (1) 自主防災組織の長または活動経験を有し現在も活動している者 | 自主防災組織の長の推薦を要します。 |
| (2) 自治会または町内会の長または活動経験を有し現在も活動している者 | 町内会の長または自治会の長の推薦を要します。 |
| (3) 民生委員、児童委員 | 宮古市民生委員児童委員協議会の長の推薦を要します。 |
| (4) 宮古市消防団に所属する者 | 宮古市消防団分団長の推薦を要します。 |
| (5) 社会福祉法人宮古市社会福祉協議会に所属する者 | 宮古市社会福祉協議会の長の推薦を要します。 |
| (6) 防災に関する活動を行う団体に所属する者 | 防災に関する活動を行う団体の長の推薦を要します。 |

3 防災士認証の条件

- (1) 本講座の履修
- (2) 「防災士教本（日本防災士機構発行）」の自学学習によるレポートの提出
※ 詳細は受講決定通知（後日郵送）にてお知らせします。
- (3) 宮古消防署が実施する「普通救命講習Ⅰ又はⅡ」又は日本赤十字社が実施する「救急法基礎講習」等を受講。（防災士資格試験後の受講でも構いません。）または3年以内に受講経験があること。

4 受講料等の負担額

本研修講座の目的を達成するため、受講料は宮古市が全額負担します。

5 日程及び会場

- (1) 日程
 - ① 日 時 令和5年11月4日（土）午前9時から午後7時まで
平成5年11月5日（日）午前9時から午後5時までの2日間
 - ② 会 場 イーストピアみやこ 多目的ホール

6 講座の構成

- (1) 講座カリキュラム
特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）が、防災士養成カリキュラムとして定めた講座からカリキュラムを構成します。
- (2) 講座の実施方法
 - ① 2日間の日程で以下の12講座と防災士資格取得試験を実施します。
 - ア 被害想定、ハザードマップと避難
 - イ 行政の災害対策と危機管理
 - ウ 避難と避難行動
 - エ 災害情報の活用と発信
 - オ 身近でできる防災対策
 - カ 避難所の設置と運営協力
 - キ 気象災害・風水害
 - ク 近年の主な自然災害
 - ケ 自主防災活動と地区防災計画
 - コ 地震による災害
 - サ 津波による災害
 - シ 防災士に期待される活動
 - ス 防災士資格取得試験
 - ② 最終的に「防災士」資格を取得するには、上記の講習に加えて「普通救命講習」が必要です。
これまで「普通救命講習」を受講したことがない方には、宮古消防署主催の「普通救命講習」（受講約3時間、後日別途開催）の開催をご案内します。